

みんなの声

平成18年8月に、県土整備部に寄せられた県政提言への取り組み状況について掲載しました。

ご提言いただきありがとうございました。

みんなで創る”みんなの県土

これからも皆様の声を大切に、県土づくりを進めてまいります。

opinion/idea/proposal/recommendation

県営住宅の入居抽選に当選しました。家賃は鍵を渡した時点から日割り計算で支払う事になると言われたが、入居の10日以上も前に鍵を渡される。住んでいないのに鍵を受け取った時点から家賃を払わなければならないのか。

2006/8/2／フリーダイヤル

県営住宅の入居の手続及び入居(鍵の受領)については、県営住宅等条例施行規則に基づき、入居許可の日から10日以内で行っていただいており、当該手続期間内に鍵を受領し、入居をお願いしています。家賃は、入居(鍵の受領)の日から日割り計算で徴収することになります。

入居許可の日から期限までに入居できない理由がある場合には、許可の日から30日以内まで入居(鍵の受領)を延期することが可能ですので、その期間は家賃を払う必要はありません。

本提言についても、その旨を申し出させていただけますと入居(鍵の受領)日を延期できますので、(財)岩手県建築住宅センター窓口までご相談願います。

opinion/idea/proposal/recommendation

最近の公務員の質の低下が顕著です。

・公共工事の設計内容が現場の条件に合致しない設計を平気で組む。安全に配慮した設計を無視して金額のみで設計する。現場や設計図書を把握していないのか技術面で何も判っていない等。

・すでに労務単価や工事費を削減され、企業も大変なのに平気で「企業努力」という言葉を口にする等、自分達が特別な立場であるかの様な口調で信頼できない。

・生活道路等の改善を申請しても「予算が無い」との返答で改善する気が全く無い。

県や国を企業に置き換えた場合、企業にお金が無ければ人員削減と給与削減が常で、民間企業はここ何年も賞与すら無い会社もあるのに、公務員だけはそういう危機感が無いから安穏と時間を貪り、遅刻を何とも思わない、休んでも周囲に影響の無い無駄職員が増えるのではないか。公務員の数が多く収入が高いから、国も地方も財政を圧迫しているのではないか。この様な公務員を養う為に税金を払っている訳ではない。

県工事においては、完成時に企業の採点制度があるように、一般県民からの採点制度等を採用し、その内容によって収入に反映させてはどうか。そこから、危機感を植え付け、競争意識を持って業務にあたってはどうか。製造業だけを優遇し公共工事が減少したら失業者が増え、県民一人当たりの収入が減少し、景気回復は見込めないと思う。

2006/8/7／知事ホームページ

公共事業の発注者側としての技術職員は、常に技術力をはじめとする資質の向上に努める必要があります、特に経験が浅い職員を中心に職場研修等を通じて能力の向上に努めています。しかし、職員に求められる業務範囲の拡大やニーズの多様化等により、十分な対応をすることが難しくなってきている面もあることから、今後一層自己啓発の励行や研修の充実等により、経験豊かな職員が持つ技術力の伝承や現場対応力の向上を

図ることなどに努めています。

また、社会資本の整備と維持管理については、一層の選択と集中を行いながら進めていく必要があると考えており、そのためにも職員の技術力を含めた能力を一層高めていくよう努めます。

opinion/idea/proposal/recommendation

国道路肩の草刈について、業者によって刈り取った草を片付ける所と片付けない所があるのはなぜか。後片付けをしない業者にも、片付けた業者と同じ支払いをしたのか。支払いをする前に発注者側で現場確認をしないのか。道路パトロールという車が通るが、走っているだけでは状況の確認は出来ない。

2006/8/15／文書

道路の草刈作業については、刈取った草が側溝に入り流水を阻害したり、民有地等に飛散する恐れのある場合には後片付けを行うこととし、委託業者に集草、運搬及び処理の費用を支払います。また、路外に放置しても支障がない区間については、刈取り費用のみを支払っています。各作業内容の指示については、発注者側で行い、刈取り前後の写真や現場の状況を確認し支払いの手続きを行っています。なお、道路パトロールは、舗装等の道路施設全体を良好な状態に保つため定期的に巡回しているものです。

道路の維持管理については、住民の皆様の協力を頂きながら引き続き適正な管理に努めますので御理解願います。

opinion/idea/proposal/recommendation

落書き問題について、落書きを放置すると街を汚す事への抵抗がなくなり、次第に治安が悪化し、凶悪犯罪に発展する。自分達の街は自分達で守る必要があるが、下記の様な問題点があるため限界がある。落書き問題は早急に対処しなければならない事なので、行政に音頭をとってもらいたい。

- ・落書きをされた箇所が私有物等場合、消した際に元の材質等を悪くしてしまう恐れがある。
- ・消すために使用する剥離剤等の費用が結構かかる。

2006/8/16／来訪

公共空間における落書きの増加は、街の景観や環境の悪化を招くばかりでなく、まちづくりの視点からも大きな問題です。

しかし、その対象物は多岐にわたり落書きに対する認識も多様であることから、その解決には地域の皆様が自らの課題として認識し、地域力を発揮されることが望されます。

県としては、落書き対策の事業は持ち合わせていませんが、落書きの多い道路施設の管理者として、景観を阻害する箇所については順次消去等の対策を講じています。

